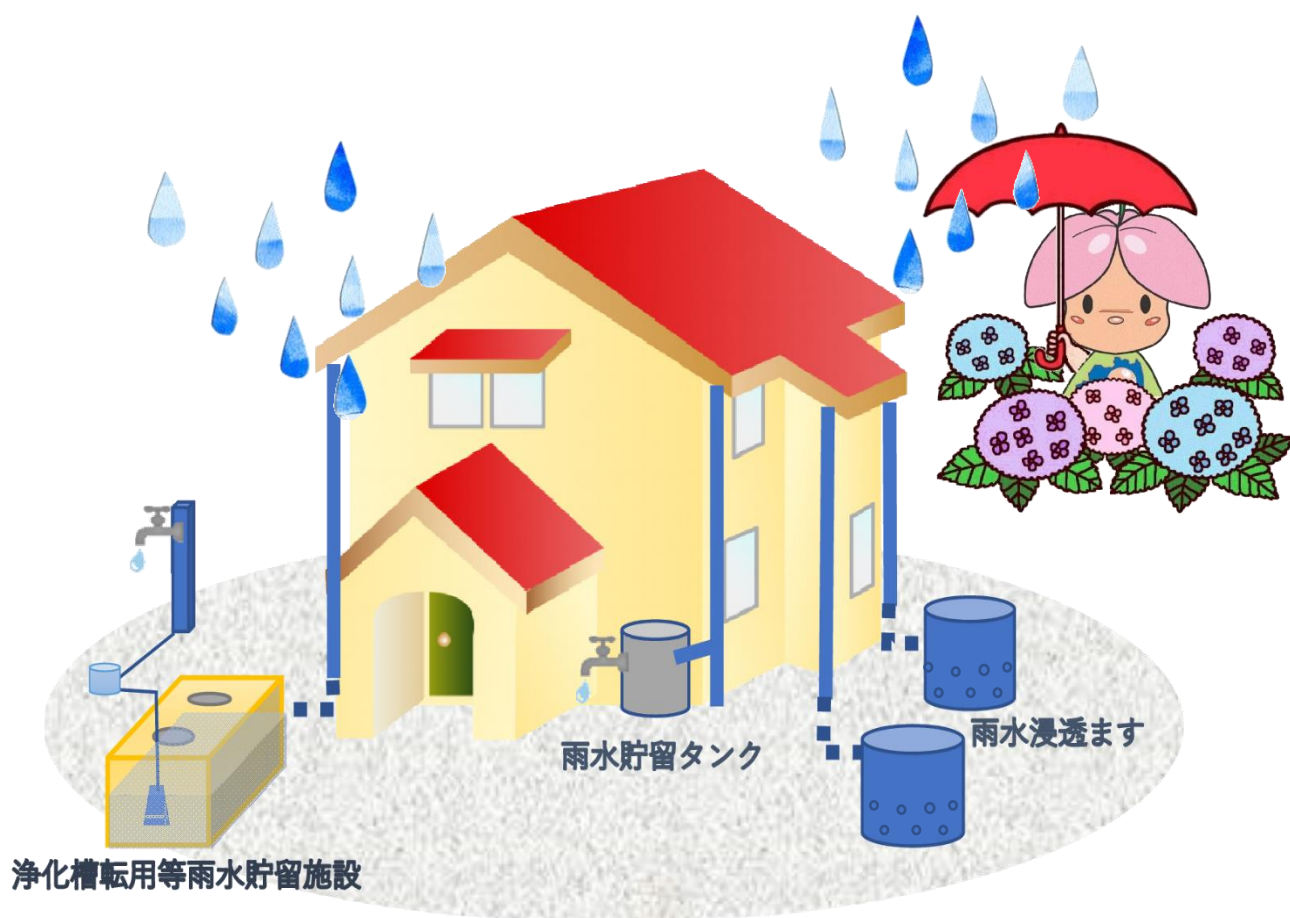


本宮市

雨水流出抑制施設設置補助金制度

のご案内

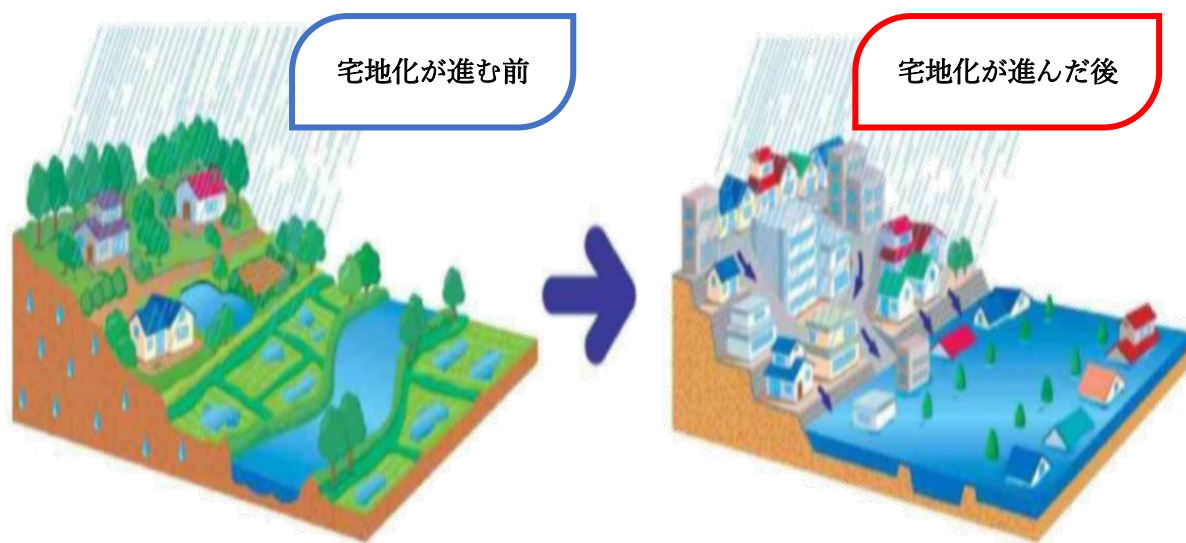


- 浄化槽転用等雨水貯留施設
- 雨水浸透ます
- 雨水貯留タンク

雨水について

田畑が多かった昔、雨が降ると、ほとんどの雨水は地面にしみ込んでいました。しかし、現在は、地面の多くは建物や舗装によって覆われているため、雨水の大半は側溝を通して河川に流れて行きます。その結果、以前と比べ大雨が降ると、低い土地での浸水や河川での氾濫が起きやすくなりました。

このような被害を防ぐためには、河川や雨水路の整備だけでなく、降った雨が一度に流れ込まないように地域全体で貯留浸透能力を高め、雨水の流出を抑制する必要があります。



貯留浸透能力を高める

何もしなければ雨水は高いところから低いところへ流れていってしまいます。そして、水はけの悪い低地で溜まり、浸水被害が発生してしまうのです。この雨水を、浸透施設を使ってできるだけ土に還し、雨水貯留施設にためて晴天時に利用することで地域全体の貯留浸透能力を高めることができます。

雨水を貯める

土に浸透させる

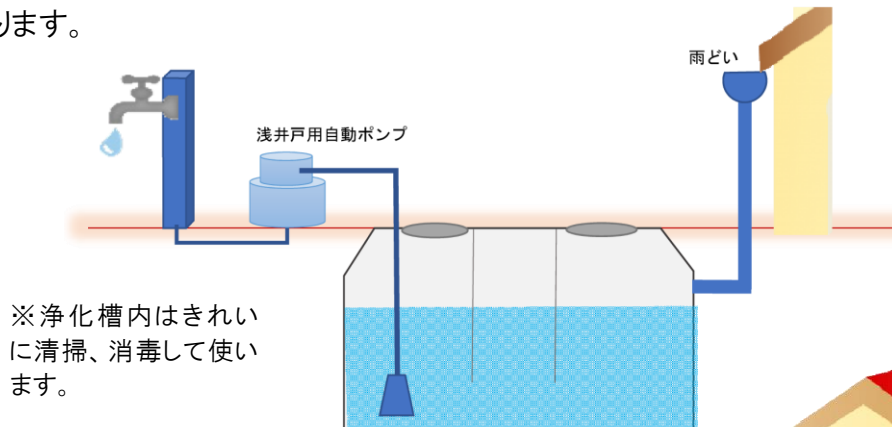
雨水の流出を
抑制する

雨水貯留・浸透施設ってどんなもの？



①浄化槽転用等雨水貯留施設

公共下水道への接続により不用となった浄化槽を転用し、屋根に降った雨を雨どいから貯める施設。浅井戸用の自動ポンプ及び散水栓を備えている施設が補助対象となります。



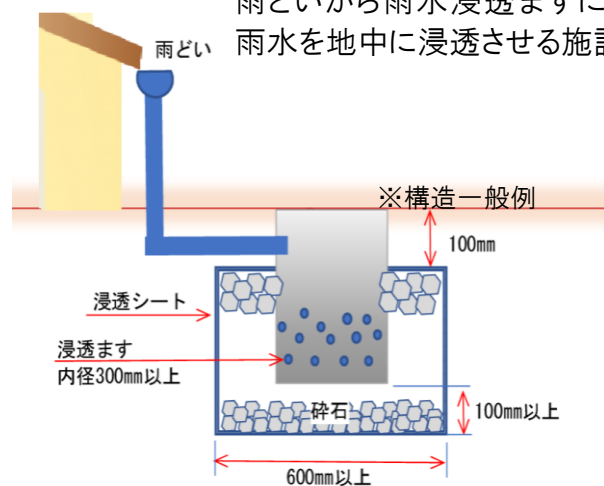
③雨水貯留タンク

雨どいに継手を取り付けて、屋根に降った雨を雨どいから貯留槽(タンク)に貯める施設。水栓を備えた市販の専用製品で、貯留量が200リットル以上のものが補助対象となります。貯めた雨水は庭木の水やりに利用できます。



②雨水浸透ます

穴の開いた柵の周囲を砕石で充填したもので、屋根に降った雨を雨どいから雨水浸透ますに送り、雨水を地中に浸透させる施設。



補助の金額は？

施 設	補 助 額
①浄化槽転用等 雨水貯留施設	浄化槽の改造に要する経費、附帯する配管等の経費の 3分の2以内の額 建物1棟につき1基まで、1基当たり200,000円まで
②雨水浸透ます	雨水浸透ますの設置に要する経費、附帯する配管等の 経費の3分の2以内の額 建物1棟につき4基まで、1基当たり25,000円まで
③雨水貯留タンク	雨水貯留タンク本体等、設置に要する経費の 3分の2以内の額 建物1棟につき1基まで、1基当たり40,000円まで

※ 1,000円未満切捨て



—計算例—

【計算例1】浄化槽改造に材料費と工事費で310,000円かかった場合
費用合計額 310,000円 × 2/3 = 算定金額 206,666円

⇒※により、算定金額は206,000円

⇒この算定金額は、補助限度額の200,000円を超えるので、200,000円が補助金額になります。

【計算例2】雨水浸透ますを計3基設置し、材料費と合わせて125,000円かかった場合
費用合計額 125,000円 × 2/3 = 算定金額 83,333円

⇒※により、算定金額は83,000円

⇒1基当たりの補助限度額25,000円 × 3基 = 75,000円を超えるので75,000円が補助金額になります。

【計算例3】雨水貯留タンクを55,000円で1基購入し、業者で設置工事費が
10,000円かかった場合

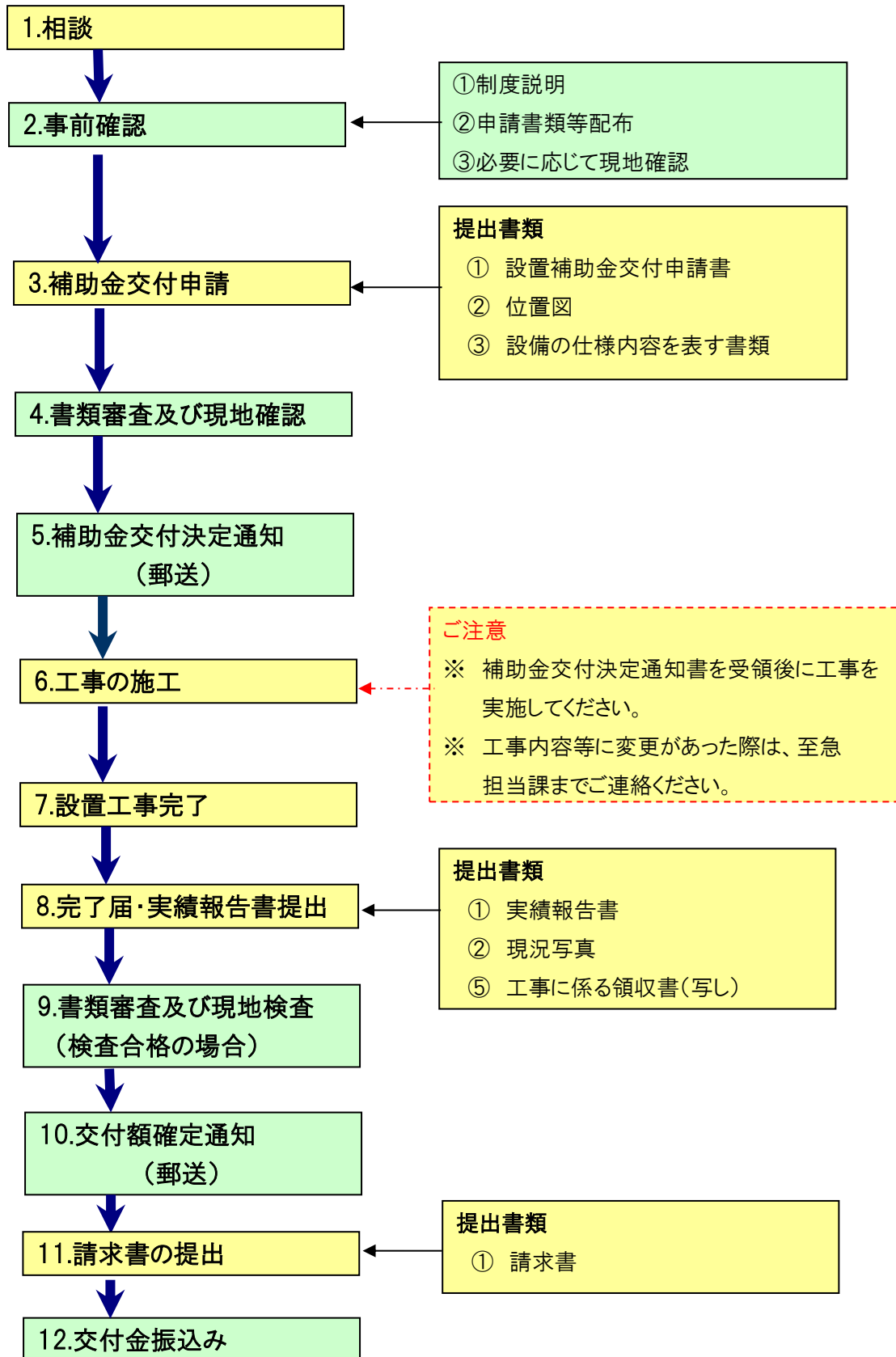
費用合計額 65,000円 × 2/3 = 算定金額 43,333円

⇒※により、算定金額は43,000円

⇒この算定金額は、補助限度額の40,000円を超えるので、40,000円が補助金額になります。

手続きはどうすればいいの？

申請者 市 上下水道課



申請書はどこにあるの？

本宮市役所1階上下水道課窓口にて配布しているほか、本宮市公式ホームページからもダウンロードできます。

手続き上の注意事項

- 必ず購入・工事を行う前に申請を行い、市から交付決定を受けてください。申請前に行った場合は、補助対象となりません。
- 当初の申請内容より変更が生じた場合、及び申請を取り下げる場合は、上下水道課下水道係に連絡してください。
- 完了届は、設置工事の完了した日から 5 日以内に提出し、かつ申請年度内に完了検査を受けてください。

補助を受けられた方への注意事項

- 補助を受けて設置した施設は、必ず 7 年間は存続させてください。なお、補助金の交付後、必要に応じて市の職員が、施設の状況を確認させて頂くことがありますので、ご了承ください。
- 補助を受けて設置した施設については、適正な維持管理に努めて下さい。特に、大雨が予測される場合は、浄化槽転用貯留施設、雨水貯留タンクの場合は溜まった雨水を排水し、雨水浸透ますについては目詰まり等がないか点検するよう、心がけてください。
- 補助を受けて設置した施設が原因で、補助を受けられた方又は第三者に事故・問題等が生じても、市はいかなる責任も負いません。
- 補助を受けて設置した施設を、転居等に伴い第三者に譲渡する場合は、その譲渡を受ける方に上記の旨を必ず承継してください。

問合せ

本宮市建設部上下水道課
TEL 0243-24-5413（下水道係直通）
〒969-1121 福島県本宮市本宮字万世 212 番地



